

井手町消防団の水防訓練が5月28日(日)、玉水橋東詰の木津川堤防で行われました。(P02)



目次

町税の納付方法が拡充しました	P03
令和5年度の介護保険料をお知らせします	P04
井手町出産応援給付金のお知らせ	P05
【いでたん商品券】販売 6月29日まで!	P09
地域包括支援センター「元気塾」のご案内	P13

広報いで IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

6

令和5年6月  
2023

No.609

広報いで

IDE TOWN PUBLIC RELATIONS





## 「春のはくふうウォーク」に約410人 新緑の山背古道で開催

木津川右岸の山際を通る散策道・山背古道を、城陽市と木津川市から井手町を目標して歩く催し「山背古道 春のはくふうウォーク」が、5月28日（日）に行われ、計約410人が、新緑映える山城地域の風景を楽しみました。



新緑の山背古道を歩き、ゴールする参加者の皆さん

ウォーキングイベントです。同協議会では、城陽市と木津川市を結ぶ延長約25キロの山背古道を、JR城陽駅前と木津川市役所前をスタートし、中間点となる井手町でゴールする「はくふうウォーク」と、それぞれ反対側のスタート会場を目指す「とことんウォーキング」を毎年春と秋に開催しています。

参加した方々は、スタート会場のJR城陽駅前と木津川市役所前で受付を済ませると、それぞれのペースで、ゴールの井手町まちづくりセンター椿坂を目指しました。同センターでは、井手町まちづくり協議会（高岡昭三会長）による3市町の特産を詰め込んだお

にぎりをはじめ、沿線の特産品の販売も行われ、大いにぎわいました。

## 水害に備え団員らが汗 木津川堤防で水防訓練

井手町消防団（脇田英訓団長）の水防訓練が5月28日（日）、玉水橋東詰の木津川堤防で行われ、団員や京田辺市消防署井手分署員らが、水害に備えて応急的な堤防補強や漏水処理などの水防工法の手順を再確認しました。

訓練には、団員をはじめ、消防・役場職員ら約140人が参加し、汗だくになりながら、真剣な表情で各種水防工法の確認に励んでいました。



水防工法などを確認する団員の皆さん

## 新庁舎・新山吹ふれあいセンター 内覧会開催のお知らせ

建設を進めてきました新庁舎・新山吹ふれあいセンターが、令和5年6月に竣工し、令和5年7月中下旬から供用を開始します。

これに先立ち、新庁舎・新山吹ふれあいセンターを住民の皆様にご覧いただき、より身近に感じてもらえるよう内覧会を開催します。

**日時** 7月8日（土） 午後1時半～4時（予定）

**場所** 新 井手町役場  
（綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地）

※ 事前申込不要です。

※ 駐車台数に限りがありますので、できる限り徒歩や電車、巡回バス（予定）等をご利用ください。

**連絡先** 井手町役場総務課（Tel 82-6161）



## 税務課からのお知らせ

# 町税の納付方法が拡充しました

4月から町税の新たな納付方法として、地方税統一QRコード（eL-QR）を利用したキャッシュレス納付ができるようになりました。

納付書に印字されたeL-QRを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営する「地方税お支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキ

ング等を利用した納付をはじめ、スマートフォン決済アプリを利用したキャッシュレス納付ができるようになりました。

また、井手町の取扱金融機関に加え、全国のeL-QR対応金融機関の窓口でも納付ができるようになりました。（現金納付のみ）

### 対象税目

- ・ 町府民税（普通徴収）
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 軽自動車税（種別割）

※ eL-QRが印刷された納付書に限ります

### 拡充した納付方法

#### ● 地方税お支払サイト

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字されているeL-QRを読み取るか、納付書記載のeL番号を入力して、クレジットカード（別途手数料が必要）やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。（ご利用の際の注意点等については、地方税お支払サイトでご確認ください。）

※詳しくは、地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）でご確認ください。

#### ● スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリから、直接eL-QRを読み取って納付することができます。（ご利用の際の注意点等については、各種スマートフォン決済アプリ等でご確認ください。）

※利用可能なアプリは、地方税お支払サイト「スマートフォン決済アプリ一覧」（[https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment\\_application](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application)）でご確認ください。

#### ● eL-QR対応金融機関

これまで納付可能であった金融機関（井手町の取扱金融機関）に加え、全国のeL-QR対応金融機関でも納付が可能となりました。（現金納付のみ）

※納付可能な金融機関については、eL-QR対応金融機関〔共通納税対応金融機関〕（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）でご確認ください。

### 【ご注意】

- ・ 納付期限を過ぎると、地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリを利用した納付ができません。
- ・ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリを利用して納付された場合は、領収証書への押印ができませんので、領収証書（軽自動車税（種別割）納税証明書を含む）が必要な方は、役場や金融機関、コンビニ等の窓口で納付してください。
- ・ 入金確認までに期間を要しますので、納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、役場や金融機関、コンビニ等の窓口で納付の上、領収証書を税務課窓口へ持参してください。



納付書サンプル



地方税お支払サイトはこちら  
(QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です)

お問い合わせは、税務課（Tel 82-6163）まで。



# 令和5年度の介護保険料をお知らせします

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を負担し、介護が必要となったときには、費用の一部負担でサービスを利用することができるしくみです。

介護保険法の規定により、65歳以上の方については介護保険の第1号被保険者となります。65歳以上の方の介護保険料は、要介護認定者数や介護サービスがどのくらい提供されるのか、などのサービス量の見込みをもとに3年ごとに市町村で見直しを行うことになっています。

## 介護保険料の納め方は2通りあります。

介護保険料の納付方法は、年金から天引きされる『特別徴収』と、町が発行する納付書や口座振替により金融機関等でお支払いいただく『普通徴収』があります。

### 特別徴収とは

- 老齢・退職（基礎）年金等が年額18万円以上の方（月額1万5,000円）以上の方
- ※上記に該当する方であっても普通徴収となる場合があります。

### 普通徴収とは

- 老齢・退職（基礎）年金等が年額18万円未満の方（月額1万5,000円）未満の方
- 老齢福祉年金のみ受給している方
- 年度の途中で65歳になられた方
- 年度の途中で保険料が変更になった方
- 年度の途中で他の市町村から転入された方
- 4月1日時点で老齢・退職（基礎）年金等を受けていなかった方
- 年金等が一時差し止めになった方

※第2号被保険者（40歳～64歳）の方については、加入している医療保険の算定方式に基づき、医療分と介護分を決定し、あわせて医療保険料（税）として納付いただきます。

※年金から天引きする特別徴収は、その年度分の介護保険料をその年度の年金から天引きしますので、結果的に先払い方式で納付いただくこととなっています。（例 4月支給分の年金は、2、3月分として支払われますが、介護保険料は4、5月分として納付いただいております。）

## ◎所得に応じて11段階の保険料になっています。

被保険者の方が納める介護保険料は、毎年4月1日現在の介護保険被保険者の属する世帯の世帯構成に基づき、住民税の課税状況や所得の状況などにより、第1～11段階までのいずれかに決まります。

国の制度により、第1～3段階の対象者に対する保険料軽減措置が図られています。

所得段階	対象者	保険料の調整率	年額保険料 (単位：円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方	基準額×0.3	20,963
	住民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方		
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方	基準額×0.5	34,938
第3段階	住民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	基準額×0.72	50,311
第4段階	本人が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.98	68,479
第5段階	本人が住民税非課税の方	基準額×1	69,876
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.35	94,333
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.37	95,731
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.62	113,200
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.72	120,187
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.82	127,175
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	基準額×2.25	157,221

基準額は、年額69,876円（月額5,823円）です。

※災害その他の事情のため、保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減額、徴収猶予が受けられる場合があります。

お問い合わせは、井手町役場 高齢福祉課  
Tel 82-6165（直通）まで



# 井手町は 独自の出産応援給付金で 子育て世帯を応援します

井手町では次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援するために、子育て世帯の保護者に対し、町独自の井手町出産応援給付金を支給します。

## 対象者

①令和3年4月1日以降に生まれ、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録され、かつ給付金の申請を行う日まで引き続き住所を有している児童の保護者。  
②対象児童の出生日の1年前から引き続き井手町内に住所を有している保護者。  
①と②のすべてに該当する保護者に限りです。

## 支給の内容

児童1人につき10万円

## 申請期間

対象児童の出生日の翌日から1年間、申請が可能です。

## 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類と一緒に住民福祉課に提出してください。

★児童手当の受給口座以外に振込を希望される方は振込口座の確認書類。

★申請者名義の口座に限ります。

※申請書は住民福祉課窓口またはホームページからダウンロードできます。

★詳細については、ホームページまたは住民福祉課までお問い合わせください。

\*お問い合わせ先は、住民福祉課 (Tel 30-6164)

## にじっこ・城陽

子どもの耳が聞こえづらいことを不安に思っているパパやママ。聞こえづらい子どももすくすく育つ場「にじっこ・城陽」で交流しませんか。

- ・日時 7月8日(土)午前10時～正午
- ・場所 京都府聴覚言語障害センター (城陽市 変更の場合、HPに掲載)
- ・対象 0歳～就学前の聞こえづらさのあるお子さんとその家族、子どもの聞こえに不安を感じている家族
- ・内容 手話を使った手遊び歌・絵本の読み聞かせ・工作など
- ・費用 無料

「にじっこ・城陽申込」氏名、連絡先を明記して前日までに、京都府聴覚言語障害センター (Tel 30-9000、FAX 55-7708、MAIL:nanbu-nanchoyoji@kyoto-chogen.or.jp) まで

## 聴力測定及び聞こえに関する相談

日時・場所 /2023年6月23日(金) 井手町保健センター  
①午前10時半②11時半③午後1時半④2時半  
(お一人約1時間、完全予約制) 定員/4名 費用/無料

- \* 言語聴覚士が聴力測定と相談を行います
- \* 相談は予約制ですので事前に申込が必要です
- \* お問い合わせ先 聴覚障害者生活支援センター は-もにい (Tel 30-9000 FAX 55-7708)

# 各地域のサロン等に出向いて フレイル予防の出前講座を行います

## 地域の「集いの場」再開のきっかけづくりとしてもぜひご活用ください

高齢期にバランスのよい食事を取り、何でも食べられるよう口腔機能を保つことで高齢者の方の自立生活を長く維持することができます。そのため知識を専門職である歯科衛生士と管理栄養士がお伝えします。

- ◇ 場 所 : 各地区公民館
- ◇ 時 間 : 30分～1時間
- ◇ 費 用 : 無 料 (1地域3回までご依頼をお受けします)
- ◇ 講義内容 : 歯とお口の健康を守ろう (歯科衛生士)  
低栄養を予防しよう (管理栄養士)
- ◇ 日程調整・申込み : 保健センター  
Tel 82-3385まで

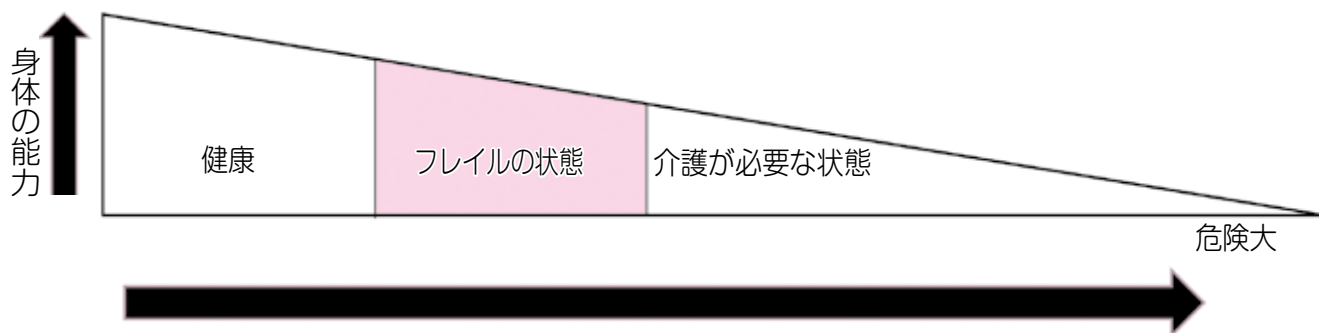
人生100年時代、高齢化は今後さらに進むため、高齢者の自立生活を長く維持することは、ますます重要になっています。

健康と、介護が必要な状態の中間で、筋力や心身の活力が低下した状態を「フレイル」と言い、このフレイルの状態は、工夫することで予防や改善ができ、健康な状態に戻すことができるとも言われています。また、予防の3本柱は「栄養、身体活動、社会参加」とされ、

具体的には・・・

- ① バランスのよい食事を取り、何でも食べられるよう口腔機能を保つこと
- ② 散歩や有酸素運動をしてじっとしている時間を減らす
- ③ 人と関わる機会を増やし、生きがいを感じる生活を心がける

この3つが高齢者の方にとっては大事とされています。健康のためにフレイル予防を日々意識して過ごしましょう。



### 国民年金Q&A

**Q・年金事務所等の窓口で年金の手続きや相談を希望する場合、予約は可能ですか？**

A. 日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターで年金相談の予約を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。予約相談の申し込みは「予約受付専用電話」で行っています。電話番号は、0570・05・4890、受付時間は、月～金(平日)午前8時半～午後5時15分、土日祝日はご利用いただけません。

ご予約いただくと、相談される方のご都合にあわせてスムーズに相談できます。また、相談内容にあった職員が事前に準備のうえ、丁寧に対応します。ただし、混雑状況により、時間どおりのご案内ができない場合があります。

ご予約は、来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。ご予約の際、基礎年金番号のわかる年金手帳、年金証書等をご準備してください。予約状況により、日時などご希望に添えない場合がございますので、お早めにご予約ください。

予約相談の実施時間帯は、月～金曜日午前8時半～午後4時、第2土曜日午前9時半～午後3時となっています。

年金事務所への来訪が困難な場合、ご家族の方がご本人にかわって年金の請求などの手続きをさせていただくことができます。その場合、相談窓口にご本人からの委任状(本人署名、押印)、ご本人の印鑑、来訪される方の本人確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。

詳しくは、お近くの年金事務所又は住民福祉課までお問い合わせください。



# ～低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）のご案内～

子育て世帯の支援のため、新たな給付金が支給されます！

## 1. 支給対象者

- ・以下、①又は②のいずれかに該当する方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

- ① 「令和4年度井手町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給された方

①に該当される方は、既に令和5年5月25日にお振込みさせていただいております。

該当される方で、給付金が振り込まれていない方は井手町役場住民福祉課までお問い合わせください。

- ② ①のほか、令和5年3月31日において、18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）の養育者であって、以下に該当する方

・令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の収入にあると認められる方

※ 個別にご案内させていただくことはできませんので、必要書類をご準備いただき、住民福祉課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

※ 令和6年2月末日までに生まれた新生児等も対象となります。

## 2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

## 3. 給付金の申請期限

- ・令和6年2月末日（申請理由によっては、令和6年3月15日まで）

### お問い合わせ先

こども家庭庁コールセンター Tel 0120-400-903（受付時間 平日午前9時～午後6時）

住民福祉課 Tel 82-6164（受付時間 平日午前8時半～午後5時15分）

## 福祉タクシー利用券の申請はお済みですか

### ●対象

町内にお住まいで、次のいずれかに該当する方。

1. 身体障害者手帳の交付を受け次の障がいのある方
  - 視覚の障がい程度が1級又は2級の方
  - 下肢又は体幹の障がい程度が1級又は2級の方
  - 上肢の障がい程度が1級又は2級で、かつ、下肢の障がい程度が3級の方
  - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の障がい程度が1級の方
2. 療育手帳の障がい程度が「A」判定の方
3. 精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が1級の方

### ●申請方法

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と申請書と印鑑を持ち、高齢福祉課へ

### ●利用券

月額1,000円（申請の日の属する月の翌月分から交付）

### ●お問い合わせ先

高齢福祉課（Tel 82-6165）

# 保健医療課からののお知らせ

保健医療課 (Tel 8 2 - 6 1 6 6)

## ■国民健康保険税 納税通知書の送付

令和5年度の保険税の納税通知書を6月中旬、世帯主(納税義務者)あてに郵送します。国保は世帯単位での加入が義務づけられており世帯主の方が国保に加入していない場合(擬制世帯主)でも、保険税の納税義務が発生します。保険税は1年分(12ヵ月分)を6月から翌年3月までの10

回に分けて支払う仕組みになっています。また年金天引き(特別徴収)により保険税を納付していただく世帯については4月・6月・8月の納付額は令和4年度の税額で仮徴収を行い、10月・12月・翌年2月の納付額で令和5年度の税額に合わせて調整します。

## ■国民健康保険税の算定について

○課税標準および税率(1年間の保険税=所得割+資産割+均等割+平等割)

区分	課税標準	基礎分 税率	支援金分 税率	介護分 税率※
所得割	(総所得金額+山林所得金額+長期譲渡所得金額+短期譲渡所得金額)-43万円	6.20 100	2.10 100	1.30 100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額	39.0 100	6.00 100	4.70 100
均等割	被保険者1人につき	26,600円	7,800円	8,800円
平等割	1世帯につき	29,400円	7,200円	5,900円
保険税課税限度額		65万円	22万円	17万円

※課税標準×税率=保険税額

※40歳から64歳までの方は基礎分・支援金分と合わせて介護分も課税されます。

## ○減額措置(次の基準に該当する場合は、均等割と平等割が軽減されます。)

世帯の総所得金額等の合計額

7割軽減 【基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円】を超えない世帯

5割軽減 【基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+29万円×被保険者数】を超えない世帯

2割軽減 【基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+53万5千円×被保険者数】を超えない世帯

## ◆令和5年度から次の2点が変更となります。

○課税限度額の変更

支援金分 20万円→22万円

○減額措置の変更

5割軽減:被保険者数に乘じる金額 28万5千円→29万円

2割軽減:被保険者数に乘じる金額 52万円→53万5千円

## ■収入がない方も申告を

国保税・高額療養費等の自己負担額は前年の所得に基づき算定されます。障害・遺族年金の受給者や扶養されていた方も住民税の申告を行ってください。

**収入がない場合でも申告が必要です。**申告がない場合は保険税の軽減措置の対象外となりますのでご注意ください。

・ 47・0301)  
タ1 (Tel 0773  
林水産技術セン  
\*お問い合わせは、京都府農  
試験日程/随時  
受付期間/通年  
は同額を交付)  
(府内で畜産業に就業した場合  
受講料/11万8800円・年  
基礎研修、2年目(現地研修)  
研修期間/2年間(1年目..  
修後は府内に定住し畜産業  
(牛)に従事される方  
募集人数/2名(酪農コース  
1名 肉用牛コース最大2名)  
対象者/概ね40歳未満で、研  
修後は府内に定住し畜産業  
せください。



京都府畜産センターでは、酪農、肉用牛経営を目指される方を対象に、畜産に関する基礎的な知識や技術の研修と畜産農家でのインターンシップ研修等を組み合わせて、2年間技術や経営力を身につけることができる研修を行っています。現在、令和5年度中に研修を始める第4期生を募集しています。  
研修は4月以降、随時開始できます。見学も随時受け付けていますので、お問い合わせください。

京都府畜産人材育成研修  
第4期生追加募集



## こんなときは14日以内に保健医療課へ届け出てください

◎国民健康保険の手続きをする場合は、個人番号（マイナンバー）が分かるものと、下記の書類を持参し手続きしてください。

◎国民健康保険に加入するとき

こんなとき	持参するもの
他の市町村から井手町に転入したとき	前の市町村の転出証明書
退職して職場の健康保険がなくなったとき、被扶養者からはずれたとき	職場の健康保険証からはずれた証明書
国民健康保険の加入世帯に子どもが生まれたとき	出生を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持参するもの
井手町以外の市町村に転出するとき	国民健康保険証
就職して職場の健康保険に入ったとき・被扶養者となったとき	職場の保険証と国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が死亡したとき	国民健康保険証・死亡を証明するもの

こんなとき	持参するもの
国民健康保険に入っている人が生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証・保護決定通知書

(就職等で会社の保険に加入した場合には、本人または同世帯員が国民健康保険の喪失手続きを行わないと国民健康保険は喪失となりません。会社等が手続きすることはありませんのでご注意ください。)

◎その他の場合

こんなとき	持参するもの
井手町内で住所が変わったとき、世帯主や氏名が変わったとき	国民健康保険証
保険証をなくした（汚れて使えなくなった等）とき	本人であることを証明するもの（使えなくなった国民健康保険証等）

お問い合わせは、保健医療課（Tel 8 2 - 6 1 6 6）

# 井手町商工会プレミアム付商品券「いでたん商品券」

申込期限は令和5年6月29日（木）まで！

井手町商工会では、井手町・京都府より補助金の交付を受けて、令和5年度プレミアム付商品券を販売します。1冊あたり購入価格10,000円で、13,000円分のお買い物ができる（3割のプレミアムが付いた）たいへんお得な商品券で、今年も総額1億400万円が発行されます。

**今回も並ばずにお買い求めいただけるよう、先着順販売ではなく、往復ハガキでお申し込めます。**詳細は井手町商工会ホームページに掲載するとともに、新聞折込チラシでお知らせいたします。この機会に是非お買い求めください。

### 【発行内容】

1冊（500円券が26枚綴り）13,000円分を10,000円で販売。お一人様12冊（購入額12万円）まで。

1冊に①大型店（チェーン店）では利用できない券10,000円分と、②すべての加盟店で利用できる券3,000円分をセットにして販売します。 **30%のプレミアム!**

### 【販売対象】

お一人様1通のご応募に限ります。（年齢制限なし）（井手町内在住者に限る）

### 【利用期間】

令和5年8月1日（火）～令和6年1月31日（水）

### 【引換販売期間・引換販売所】

7月29日（土）～7月31日（月） 井手町商工会  
7月29日（土）・7月30日（日） 多賀西部公民館  
※いずれも午前9時～午後4時

当選ハガキに記載の引換販売所で販売します。当選ハガキがあれば代理引換も可能です。期限内に引換に来られなかった場合は、無効となります。各引換販売所に駐車場はございません。

### 【取扱店舗】

取扱店は、のぼり・ステッカーが目印です。店舗により一部お取り扱いできない商品もあります。

取扱店を随時募集中。原則、登録費・商品券の換金手数料は無料です。ぜひご参加ください。

### 【申込締切】

令和5年6月29日（木）まで ※当日消印有効

### 【注意事項】

ご本人でない方への販売は、一切できません。応募数が販売予定総数を超えた場合は、ご希望に添えない場合があります。

### 【販売方法】

下記のとおり必要事項をご記入のうえ、往復ハガキで郵送または商工会まで（事前予約販売のみ）。応募多数の場合は、抽選のうえ当選結果を通知します。個別の当選確認には応じられませんのでご了承ください。記入漏れがあった場合は、無効となります。

< 返信の表面 >	< 返信の裏面 >
<p>〒610-0302</p> <p>63円 往信</p> <p>綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3</p> <p>井手町商工会 宛</p>	<p>この面には何も記入しないでください</p>

< 返信の表面 >	< 返信の裏面 >
<p>〒0000-0000</p> <p>63円 返信</p> <p>（申込者の住所・お名前）</p> <p>綴喜郡井手町〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇 様</p> <p>「様」までご記入ください</p>	<p>令和5年度いでたん商品券 予約申込書</p> <p>(1) 郵便番号、住所</p> <p>(2) お名前（カナ）</p> <p>(3) お名前（漢字）</p> <p>(4) 年齢</p> <p>(5) 電話番号</p> <p>(6) 購入希望数（12冊まで）</p> <p>(7) 引換場所</p>



お問い合わせは、井手町商工会（Tel 82-4073）



# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時半～午後4時

## 6月の利用方法について

【開館日】月曜日～金曜日 (祝日を除く)

【時間】午前の部 10時～正午

午後の部 2時～4時

※各時間の利用人数は12人までです。

※6月7日(水)・8日(木)・12日(月)・21日(水)・22日(木)・30日(金)の午前中はイベント以外での利用はできません。

【相談事業】電話相談 午前8時半～午後5時

来所相談 午前10時～正午・午後2時～4時

その他詳しい情報については、井手町のホームページに掲載される「子育て支援センターだより」をご覧ください。

## ●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております

【利用時間】平日 午前8時半～午後4時半 土曜 午前8時半～正午

【利用料金】一日 2000円 半日 1000円 給食費 250円

利用の際には事前の面談と予約が必要です。

その他詳細については子育て支援センター (Tel 82-2232) までお問合せください。

## ENJOY♪しえんセンター 足型をとろう「はらぺこあおむし」

6月に支援センターに遊びに来てくれた方は、「はらぺこあおむし」の足型をとることが出来ます☆ (未就園児対象)



## 井手すくすくチャンネル



製作・手遊び・レシピ動画など、親子で楽しめる動画をYouTubeで配信しています。ぜひご覧ください。

## 子育て支援センターだより

子育て支援センターの毎月の予定や、詳しい情報に関しては、「子育て支援センターだより」にてご確認ください。



## 消防署からお知らせ

### 「住宅用火災警報器」の設置を

皆様のご家庭に、『住宅用火災警報器』は設置されていますか？

住宅火災から大切な命を守るため『住宅用火災警報器』を設置しましょう！

#### 一住宅用火災警報器とは一

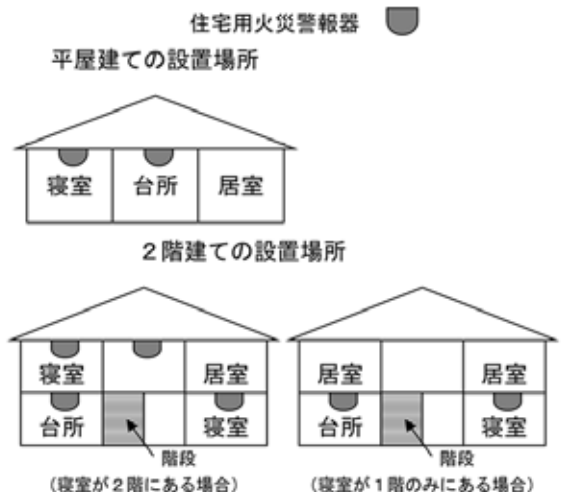
- ・住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して、音声や警報音等で火災の発生を知らせるものです。
- ・住宅等の天井または壁面に取り付けます。
- ・住宅用火災警報器は、火災の早期発見・被害の軽減に効果を発揮します。

お問合せ

京田辺市消防署井手分署

(Tel 82-3000) へ ※これ以外の設置例は、京田辺市消防本部のホームページをごらんください。

一設置場所例一





人権問題の解決を  
みんなの手で

人権について考えよう!

## 新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う いづみ人権交流センター事業の再開について

いづみ人権交流センターでは、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、相談事業や人権課題解決のために各種事業を行っています。具体的には、人権学習や異文化に関する講演をはじめ、料理教室や健康教室、太極拳、パソコンなどの各種教室の他、様々な悩みに専門のカウンセラーが相談に応じる『こころの相談室』、また児童虐待・DV相談、人権に関する相談や生活上の相談も受け付けています。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類感染症」に移行したことに伴い、感染拡大防止の為、人数制限や飲食禁止などにより実施できなかった事業について、今後実施が可能となりました。中止や延期となっていた各種事業については順次再開しますので、皆様のご参加をお待ちしています。

\*詳しくは、いづみ人権交流センターまでお問い合わせください。  
(Tel 82-3380 FAX 82-4112) (担当：木村・古川・梶田)



### 毎年6月23日から29日は男女共同参画週間です

毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、国民のみならず一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

## 令和5年度自衛官募集案内

### 1 募集種目及び試験期日等

募集種目	受付期間	試験期日	資格
航空学生	7月1日(土)～ 9月7日(木)	1次：9月18日(月祝) 2次：10月14日(土) ～19日(木) 3次：(海) 11月17日(金) ～12月13日(水) (空) 11月11日(土) ～12月14日(木)	海：18歳以上23歳未満の者 (高卒又は高専3年次修了者 (いずれも見込含)) 空：18歳以上21歳未満の者 (高卒又は高専3年次修了者 (いずれも見込含))
一般曹候補生 (2回目)	7月1日(土)～ 9月5日(火)	1次：9月16日(土) ～17日(日) 2次：10月14日(土) ～17日(火) いずれか1日を指定します。	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日 現在、33歳に達していない者)
自衛官候補生	男子 女子	年間を通じて行っており 受付時にお知らせします。*	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定日の末日 現在、33歳に達していない者)

(注) ※ 令和6年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和5年9月16日以降に行います。詳細につきましては、下記に確認してください。

### 2 受付及び問い合わせ先

- (1) 自衛隊京都地方協力本部 (京都市中京区西ノ京笠殿町38 Tel 075-803-0821)  
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/> Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)
- (2) 宇治地域事務所 (宇治市広野町西裏71-5 S.C OKUBO 202号室 Tel 44-7139)  
Email [kyoto.pco.uji@rct.gsdf.mod.go.jp](mailto:kyoto.pco.uji@rct.gsdf.mod.go.jp)
- (3) その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています。

# おしらせ



## Information

### 救命講習会開催のお知らせ

日時／7月7日(金)

午前9時～正午

場所／京田辺市消防署井手分署

会議室

定員／5名程度

参加費／無料

受付／7月6日(木) 午後5時まで

\*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

### 地域の障害者相談員の方を

#### 紹介します

障がいのある方やその家族から相談を受けるため、井手町長から委嘱された民間の協力者の方々です。相談を聞き、助言や指導を行い、障がいのある方の地域での活動を支援します。相談の内容につきましては、

秘密を厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

令和5年度

【身体障害者相談員】

西谷静子さん

井手町大字井手小字里57 (Tel 82・3501)

【知的障害者相談員】

島田和子さん

井手町大字井手小字山田27・3 (Tel 82・2706)

### 高齢者生きがい活動

#### 懐かしい映画を観ませんか？

内容／映画鑑賞

日時／6月14日(水)(男性のみ)

20日(火)、23日(金)、27日(火)、30日(金)

午後1時頃～3時半頃まで

場所／山城勤労者福祉会館

対象／60歳以上の方

持ち物／お茶(水分補給用)

\*お問い合わせ・申し込みは、弥勒会(090・788313478)まで

## スポーツ

### 【町民ボウリング大会】

日時／6月11日(日) 午前9時半～

場所／キョーイチボウル宇治

\*お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700)

## 講座・教室

### 【いづみまなび教室】

《大正琴》

日時／6月23日(金)、7月14日(金)

午前10時～正午

場所／いづみ人権交流センター

持ち物／大正琴・楽譜

《太極拳》

日時／6月23日(金)、7月14日(金)

午後1時半～3時半

持ち物／運動できる服装・上履き・飲み物



《ペン習字》

日時／6月20日(火)、7月4日(火)

午後1時半～3時半

場所／いづみ人権交流センター

持ち物／筆ペンまたは筆

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

### 【健康教室】

日時／6月22日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター

持ち物／タオル・健康手帳(持っている方のみ)・飲み物

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

## 健康

### 【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／7月6日(木)

午後1時45分～3時15分

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方

\*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3901)まで

《社協♥生き生き体操》

日時／6月28日(水)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

日時／7月5日(水)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

対象／概ね70歳以上の方

\*お問い合わせ・申し込みは、社会福祉協議会(Tel 82・3901)まで

### 【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》

日時／6月14日(水)、28日(水)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

日時／6月14日(水)、7月5日(水)

午後1時半～3時

場所／いづみ人権交流センター

対象／65歳以上(ボランティアを含め、認知症予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参





加可能)  
持ち物／お茶（水分補給用）  
費用／無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。

＊お問い合わせは、地域包括支援センター（TEL82・3690）まで

## 子育て

### 【乳幼児健康診査】

《1歳6カ月児健康診査》

日時／7月3日（月）

対象／R3・11・6～R3・12・31生まれ

受付／個別案内

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター

（TEL82・3385）まで

## 各種相談

### 【心配ごと相談・人権相談・消費生活相談】

日時／6月19日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／7月3日（月）

午後1時～4時

場所／玉泉苑

＊お問い合わせは、社会福祉協議会

（TEL82・3901）まで

＊消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号

（TEL090・5889・5367）まで

### 【無料法律相談】

日時／6月26日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊無料法律相談は予約制です

＊お問い合わせは、社会福祉協議会

（TEL82・3901）まで

### 【このころの相談室（カウンセリング）】

日時／6月23日（金）・7月7日（金）

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター相談室

※このころの相談室は予約制です

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL82・3380）まで

### 【障がい者相談】

日時／6月13日（火）、27日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

＊障がい者相談は予約制です

＊お問い合わせは、高齢福祉課（TEL82・6165）まで

【母子の相談・教室】

日時／6月14日（水）

受付／午前9時～11時

場所／保健センター

【育児相談】

日時／6月14日（水）

受付／午前9時～11時

場所／保健センター

＊育児相談は予約制です

＊お問い合わせは、保健センター（TEL82・3385）まで

# 元気塾のご案内

## （65歳以上の方の運動教室）

元気塾は、いくつになってもできるだけ介護保険に頼らず、心も体も元気で健康に過ごせることを目的とした、65歳以上の方が無理なく運動できる教室です。

◆日程：令和5年6月26日～令和6年3月18日までの毎週月曜日  
午前10時～正午 ※2クールに分ける予定です

◆場所：玉泉苑

◆主なプログラム：血圧測定、体調チェック、準備体操、マシントレーニング、椅子に座って行う体操、認知症・口腔・栄養についてのお話

◆申し込みの締切り：令和5年6月19日（月）

◆申し込み・お問い合わせ：井手町地域包括支援センター（保健センター内）  
（TEL82-3690）までお気軽にご連絡ください。

◆対象となる方

井手町にお住いの65歳以上で、下記の項目に該当する方

- 運動機能を確認し、低下の恐れがあると判断した方
- 介護保険のサービスを利用していない方
- 期間中、続けて参加できる方

定員18名



一緒に運動  
しましょう！



※応募者が多数の場合は、必要度が高い方を優先させていただきます。  
※会場へは各自でお越しください。



山吹ふれあいセンター  
**図書館**  
情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日・日曜日

※休館日、行事等は状況により変更となる場合があります。

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時  
10月～3月 午前10時～午後5時

☆6月・7月の休館日

6月5・12～30日

7月1～17・24・27・31日

※図書館移転作業のため、6月12日(月)～7月中旬まで休館いたします。

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊・2週間

雑誌は1人5冊・2週間

視聴覚資料は1人3点・1週間

☆主な新着資料の紹介

6月 一般書

「ローズマリーのあまき香り」 島田 莊司

「ペニー・レイン」 小路 幸也

「口訳古事記」 町田 康

「時計泥棒と悪人たち」 夕木 春央

「天神さんが晴れなら」 澤田 瞳子

「ある犬の飼い主の一日」 サンダー・コラールト

「将軍の世紀上巻・下巻」 山内 昌之

児童書

「あまがえるのたんじょう」 かわしまはるこ

「ぞうのこバナ」 堀内 誠一

「キュリオとかめの大王」 齊藤 洋

「メダカ姫」 堀 直子

「ベアトリスの予言」 ケイト・デイカミロ

6月・7月の出張貸出

☆賀泉苑(毎週水曜日 午

前10時～正午)

6月14・21日

7月19・26日

7月21・28日

☆玉泉苑(毎週金曜日 午

前10時～正午)

6月16・23日

☆子育て支援センター(おもちゃ図書館)  
7月20日(木) 午前10時～正午



花ざかりを待たず 乾ルカ

父が断続的な腰痛を訴え検査を受けたところ、がんが発覚。急遽入院となるが、もはや打つ手はなく余命は1年と告げられる。けれど予想を遙かに超えるスピードでがんは父を蝕み…。別れの日を前にした人々の思いが胸を打つ物語。



NHKが悩む日本語 NHK放送文化研究所 / 著

「数日」は何日ぐらい? 赤ちゃんパンダの数え方は? 放送現場や視聴者から寄せられるよくあることばの疑問を、NHK文研用語班が回答する。NHK放送文化研究所ホームページ掲載記事を書き直し。



ポラン先生ときけんなマジックショー 北川 佳奈

北国にすむ、人づき合いが苦手な小説家のタヌキのポランと、南国に帰りそびれた自分勝手なマジシャン、カモのドリが、南に向かう列車の旅で起こす大騒動。いったい、どんな旅になるのかな?。



しめしめ 丸山 誠司

ハチをカエルが、カエルを蛇が、蛇をハゲタカが、ハゲタカをティラノサウルスが、ティラノサウルスを鬼が、「しめしめ、たべちゃうぞ」。さあ大変、みんな「逃げる逃げる」の大騒ぎ! さて、食べたのは、食べられたのは、誰?





# ごみ収集日程表（6月11日～7月10日）

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク容器包装、カン、ビン、ペットボトルは**透明・半透明の袋**に入れて出してください。
- ★刈り草も透明または半透明の袋で出してください。刈枝は長さ50cm以下、太さ5cm以下にして、ひもで束ねて燃やすごみの日に出してください。**ダンボール、紙袋等の中身が見えない袋では出さないでください。**
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約（Tel 82-6168）してください。（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます）
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。  
※古紙等（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉ごとに分別のうえ）の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク容器包装	その他
北水無	区 区 区	火・金曜日	7月6日	6月29日	6月22日	6月15日	水曜日	火曜日
玉石高	区 区 区	月・木曜日	7月7日	6月30日	6月23日	6月15日	水曜日	火曜日
上井手多賀	区 全区	火・金曜日	6月15日	6月29日	6月22日	7月6日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課（Tel 82-6168）まで

## し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
6月12日 7月3日	⑤	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、北口、西北組、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
6月14日 7月5日	⑦	西南組、東南組、立石、小払、岩倉、馬場崎、上山田
6月19日 7月10日	⑩	内垣内、帽子田、下川、判ノ地、高橋、宮ノ後、蛇谷、栗岡、安堵山、起、佃、平山
6月21日	⑫	里、玉ノ井、西高月、清水、栢ノ木、西山、新四郎山、西垣内、中垣内、東垣内、田村新田
6月26日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、段ノ下、扇畑、浜田、柏原
6月28日	②	阿弥陀寺、梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、北溝、南溝、柴木田、下赤田

※ し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課（Tel 82-6168）まで



## ごみの分け方・出し方（カン）



### 出せる物・出し方

- ◆出せるカン ジュース、ビール、缶詰などの空缶
- ◆出し方 必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。透明・半透明の袋で出してください。
- ◆出せないカン 一斗缶、フライパン、やかんはその他ごみの日。スプレー缶は他のごみと別の透明・半透明の袋でその他ごみの日に出してください。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで透明・半透明の袋でカンの日に出してください。  
\*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

# おめでとうございます

(4月11日から5月10日までの届け出分・敬称略)

出生

住所	赤ちゃん	届出人
井手	福島 蓮	愛
井手	前田 凜	勇大

婚姻

住所	夫	妻
井手	中谷 龍教	小島 優子
井手	坂脇 千貴	坂東 彩花
多賀	阪井 慈恵士	地上 茉希

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
市外局番 0774		市外局番 0774	
総務課	82-6161	保健センター	82-3385
地域創生推進室	82-6170	地域包括支援センター	82-3690
企画財政課	82-6162	泉ヶ丘中学校	82-2070
税務課	82-6163	井手小学校	82-2119
住民福祉課	82-6164	多賀小学校	82-2112
高齢福祉課	82-6165	玉川保育園	82-2153
保健医療課	82-6166	多賀保育園	82-2225
建設課	82-6167	いづみ保育園	82-4160
産業環境課	82-6168	子育て支援センター	82-2232
上下水道課	82-6169	環境衛生センター	82-4651
会計課	82-6171	学校給食センター	82-3617
議会事務局	82-6172	まちづくりセンター椿坂	82-3838
教育委員会(学校教育課)	82-4333	町立デイサービスセンター	99-4318
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	82-5700	老人福祉センター「玉泉苑」	82-3499
		老人福祉センター「賀泉苑」	82-5059
いづみ人権交流センター		京田辺市消防署 井手分署	82-3000
同和・人権政策課	82-3380 82-4112	井手町役場 代表番号	82-2001
いづみ児童館			

## 玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半  
ランチタイム 午前11時～午後2時  
定休日 日曜・祝日

(Tel 0774-82-3174)



「トンカツ定食」

### イトインで営業中です!

玉水駅前さくらでは、毎日手作りの日替わりランチ(600円)をご用意しています。ぜひ、ご賞味ください。お弁当をご希望の方は午前10時までにご予約ください。

# まちのカレンダー

## (6月11日～7月10日)

月日	曜日	行事
6/11	日	町民ボウリング大会(午前9時半～、キョーイチボウル宇治)
12	月	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
13	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
14	水	育児相談(午前9時～11時、保健センター・予約制) パソコン教室(午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター・賀泉苑)
15	木	いづみふれあい学級(午後1時半～2時40分、いづみ人権交流センター)
16	金	
17	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 家庭教育学級ソフトバレーボール大会(午前10時～正午、井手小学校体育館) 山吹ふれあいコンサート(午後1時～3時半、自然休養村管理センター)
18	日	
19	月	心配ごと相談・人権相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
20	火	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	水	パソコン教室(午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター)
22	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
23	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
24	土	
25	日	
26	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
27	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
28	水	パソコン教室(午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑)
29	木	
30	金	
7/1	土	無火災デー防火パレード 子ども会育成協議会フレンド交流会(午前9時～、府立山城勤労者福祉会館)
2	日	
3	月	1歳6カ月児健康診査(受付時間は個別案内、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
4	火	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
5	水	育児相談(午前10時～11時半、西部公民館・予約制) パソコン教室(午後1時～3時半、午後7時～9時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
6	木	ちまきづくり教室(午前10時～正午、午後7時～9時、いづみ人権交流センター)
7	金	こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制)
8	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内)
9	日	
10	月	

